

京都市建設局 I C T 活用工事試行方針（案） （令和 7 年 8 月改定版）

第 1（I C T 活用の推進）

国土交通省が推進する i-Construction の施策の一つである「I C T の全面的な活用」について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、京都市建設局発注工事においても、以下のとおり「I C T 活用工事」の試行に取り組むものとする。

なお、運用に当たっては、別途定める「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領（案）」により試行するものとする。

1 対象工事

対象工事は以下の工事とする。ただし、単価契約工事は除く。

- ア 設計金額 4 千万円以上（税込）の土木工事（※）
 - イ 設計金額 3 千万円以上（税込）の舗装工事（※）
 - ウ 設計金額 4 千万円以上（税込）の上記以外の工事種別で、I C T の全面的な活用により現場の生産性向上や品質確保が期待できる工事
- ※「京都市競争入札等取扱要綱」の工事種別による。

2 対象工種

対象工種は、国土交通省が実施要領を定めている工種のうち、土工、作業土工（床掘工）、舗装工、舗装工（修繕工）、法面工、付帯構造物設置工、地盤改良工、基礎工、擁壁工、構造物工（橋脚・橋台）及び構造物工（橋梁上部）とする。

3 発注方式

対象工事は、原則、受注者の希望により I C T を活用できる「受注者希望型」として発注する。

また、対象工事のうち「土量 10,000m³ 以上」又は「舗装面積 10,000m² 以上」の工事を、発注者の指定により I C T を活用する「発注者指定型」として監理検査課が指定する場合がある。

※「(参考) 京都市建設局 I C T 活用工事 試行フロー」参照

第 2（実施体制）

I C T 活用工事の推進に当たっては、京都市建設局が一体となって取り組むこととし、I C T 活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、関係機関へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3（ICT活用工事の推進を図るための措置）

1 ICT活用工事

「ICT活用工事」とは、原則、以下に示す全ての施工プロセス①～⑤において、ICTを活用する工事とする。ただし、実用化を推進するため、当分の間はいずれかの施工プロセスにおいてICTを活用する工事を含むものとする。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

2 実施手続及び必要な経費の計上

ICT活用工事を試行する場合、以下の発注方式に応じて、「土木工事標準積算基準書（京都市建設局）」及び国土交通省が定める「ICT活用工事（各種）積算要領」により必要な経費を計上する。

（1）発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を試行する工事であり、公告時に別途定める特記仕様書にICT活用工事の対象であることを明示する。

発注に当たっては、施工プロセス③の費用を当初から計上するが、施工プロセス①、②、④及び⑤の費用については、当初は計上しない。

施工プロセス①、②、④及び⑤の費用については、設計変更で必要な経費を計上する。

（2）受注者希望型

受注者の希望によりICT活用工事を試行できる工事であり、公告時に別途定める特記仕様書にICT活用工事の適用対象とすることを明示する。

発注に当たっては、ICTを活用しない従来の施工方法の積算基準を用いることとし、設計変更により、必要な経費を計上する。

「発注者指定型」及び「受注者希望型」以外の工事において、受注者からICTの活用の提案があった場合は、必要な経費は全て受注者の負担とし、施工承諾により実施することができる。

3 工事成績評価における評価

ICT活用工事を有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」

及び「工事特性」の項目で加点評価する。

4 ICT活用工事証明書の発行

ICT活用工事を有効に試行したことが認められた場合は、証明書を発行する。

第4（ICT活用工事の推進のための当面の留意点）

ICT活用工事の推進に当たって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用工事の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を関係職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施する。

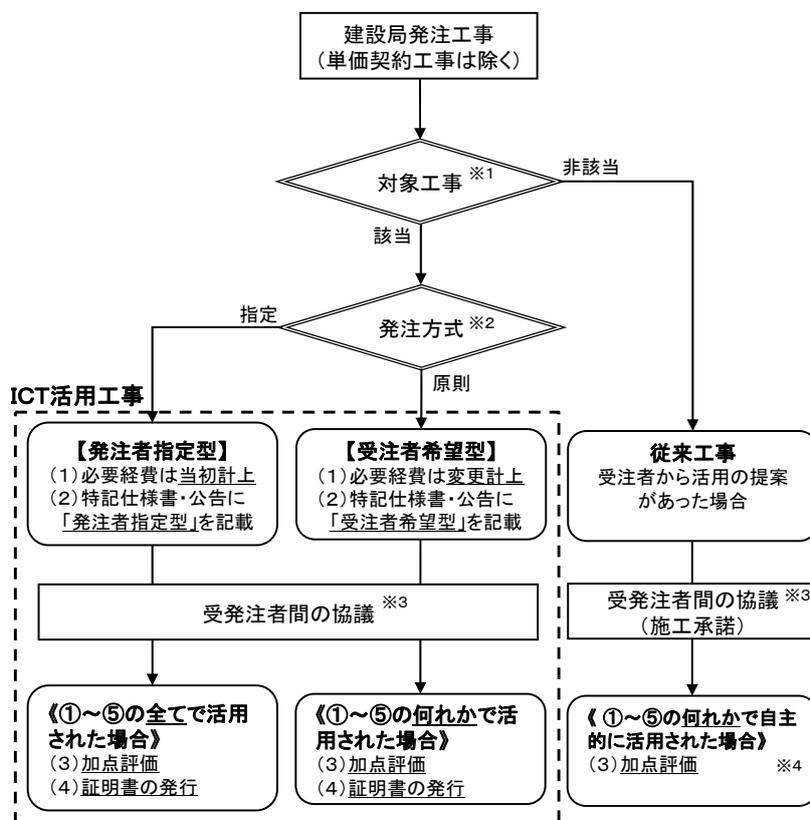
2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

附 則

この試行方針は、令和7年8月11日から施行する。

(参考) 京都市建設局 I C T 活用工事 試行フロー



※1 対象条件 工事種別・等級（設計金額）

ア 土木A～D相当（4千万円以上）

イ 舗装A・B相当（3千万円以上）

ウ 設計金額4千万円以上（税込）の上記以外の工事種別で、I C Tの全面的な活用により現場の生産性向上や品質確保が期待できる工事

※2 発注方式

原則 ⇒ 受注者希望型

「土量10,000m³以上（土木A等級相当）」又は「舗装面積10,000m²以上（舗装A等級相当）」の工事のうち、環境条件や予算措置状況等を踏まえ、監理検査課が指定する工事 ⇒ 発注者指定型

※3 受発注者間の協議

環境条件 UAV（無人航空機）の飛行制限、GNSS（全地球航法衛星システム）の受信環境、I C T建設機械の手配や施工 など

効果 作業人工の削減、施工日数の短縮、施工精度や安全性の向上 など

予算 事業主管課の承認 など

※4 加点評価

「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領（案）」により有効に試行したことが認められた場合に限る。